

新たな計画の基本的考え方(案)

総合部会調査審議分野 第6章 計画の枠組み 抜粋

平成23年5月10日(火)
沖縄県振興審議会
第1回総合部会

第6章 計画の枠組み

1 計画の効果的な実現に向けて

P136～P138

(1) 実施計画の策定

沖縄21世紀ビジョン実現に向けた基本計画の着実な推進を図るため、基本施策を具体化した実施計画を策定する。

実施計画は5年ごとに策定し、基本計画の施策体系に沿って沖縄県の取り組む内容等を明らかにするとともに、施策効果等を検証するための指標等を設定する。

(2) 計画の効果的な推進

めまぐるしく変化する社会経済情勢等の中で、沖縄県が時代変化に的確に対応し、沖縄21世紀ビジョン実現を確かなものとするためには、その道筋を示す基本計画等が時代に対応した実効性のあるものとして機能する必要がある。

そのためには、取り組む施策の進捗・効果を定期的に検証し、必要に応じて計画の改訂を行う必要がある。

そこで沖縄県は、基本計画や実施計画で設定した指標の達成状況を中心に、施策等の点検・評価を全序的に行い、その結果に応じて計画の見直し・改善を行う。

これらにより、企画(Plan)・実施(Do)・評価(Check)・改善(Action)のPDCAマネジメントサイクルを確立し、計画の効果的な推進を図る。

具体的には、既存の行政評価制度を活用し、実施計画で設定した指標の動向等を分析する中で施策の評価を行い、計画の進捗管理を行う。

また、中間地点である5年目を目指し、行政評価等の結果を踏まえた基本計画及び実施計画の評価を実施し、必要に応じて基本計画の改訂や後期の実施計画に反映するとともに、基本計画後半において最終評価を実施し、計画の総括を行う。

ただし、国からの事務権限の移譲など、大きな社会経済情勢の変化がある場合にはこれに限らず適宜見直す機会をつくる。

(3) 効率的で効果的な県政の推進

厳しい行財政環境にあって、県民満足度の高い行政サービスを迅速かつ適切に提供するためには、これまでにも増して力強く、行財政改革を進めていく必要がある。

このため、県は、限りある行政資源の有効活用に向け、「選択と集中」を基本として、財源の効率的かつ重点的な配分に努めるとともに、簡素で効率的な行政体制の整備や職員の政策形成能力の向上などを図る。

こうした取組を「新沖縄県行財政改革プラン」等に基づき着実に進めるなど、効率的で効果的な県政運営に努める。

ア 持続力ある財政基盤の確立

基本計画で掲げた施策を着実に推進するとともに、将来の世代に過大な負担を残さないようにするために、歳入と歳出のバランスがとれた持続力ある財政基盤を確立することが不可欠である。

このため、中長期的な観点から安定的な税源を涵養するための産業振興策に重点的に取り組む一方で、徹底した事務事業の見直しや資産の有効活用などにより、歳入に見合った歳出規模への転換を図るなど、歳入・歳出両面の改革を進める。

また、県民に対してわかりやすく財政状況の情報を開示し、引き続き県債の新規発行額の抑制や、基金残高の確保に努めるほか、公営企業の経営健全化に取り組むなど、持続力のある財政基盤の確立に向けた取組を推進する。

イ 役割分担の明確化と協働体制の構築

国から地方への権限移譲等が進展する中で、県の役割と責任を明確にするとともに、行政運営に対する県民理解の促進や透明性の確保等を目的として、県が行っている行政サービスを予算事業ごとに公開の場で議論する「県民視点による事業棚卸し」を平成22年度から本格的に実施している。

また、県民のニーズに対応した質の高いサービスを効率的に提供するために、これまで県が行ってきた業務のうち、民間の専門知識やノウハウなどを活用した

方が効率的でよりよいサービスが提供できるものについては、アウトソーシングを推進するなど企業などの民間活力の積極的な活用を図る。

さらに、ビジョン実現に向けた計画の推進に向け、県をはじめ国、市町村、各種団体、県民などの各主体がその主体性・自発性による取組が図られる 것을期待するほか、互いが協働し、その役割分担のもとそれぞれの能力や特性が發揮できる環境の醸成を図る。

ウ 職員と行政組織の活性化

沖縄21世紀ビジョン実現に向けた計画を推進していくためには、まず職員全員が計画の意義・目的を理解し、必要性及び重要性について共通の認識を持つことが大変重要である。

このため、前例にとらわれない自由な発想に基づき、沖縄21世紀ビジョンや基本計画を見据えた県民サービスの向上につながる効果的な施策・事業を企画立案する能力や、問題解決能力を備えた人材の育成に力を入れる。

さらに、新たな課題や組織横断的な課題に迅速かつ的確に対応できるよう、簡素で効率的な組織の構築を図るとともに、定員の適正管理と適材適所の職員配置を行う。

第6章 計画の枠組み

2 計画の法律による位置づけ

P138～P139

(1) 基本計画について

ア 国の支援

国の支援については、沖縄の特殊事情を踏まえ、「沖縄振興特別措置法」に代わる新たな法律に沖縄振興に関する支援措置を位置づけ、自立的発展の基礎条件の整備に資する各種制度や一括交付金による必要な財源を確保する等の制度措置を講ずるとともに、計画に基づく事業を推進する。

イ 国の関与

県計画への国の関与については、地域主権のもと、県の主体性の確保と内閣府をはじめ関係省庁による県への支援等を担保する法的な根拠などが必要である。

第6章 計画の枠組み

3 新たな計画のスタイル

P139

沖縄21世紀ビジョン実現のためには、すべての県民が課題と目標を共有しながら、協働して取り組んでいくことが求められる。このため、新しい計画はこれまでの沖縄振興計画のスタイルから脱し、“わかりやすさ”を重視したスタイルで提示することとする。具体的には、平易でわかりやすい文章で表現するとともに、図表・イメージ写真・イラスト等の挿入や用語の解説、さらには、県民にわかりやすい指標を用いるなど、創意工夫し、県民にとって親しみやすいものとする。こうしたことにより、新たな県づくりに向けた一層の協働体制の構築につなげていく。

